

## 議 第 2 0 号 議 案

物価高に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書の提出について  
物価高に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議  
会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 宮 尾 玲

賛成者 同 根 岸 操

### 提 案 理 由

物価高に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書を地方自治法第99条の規定  
に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 物価高に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書

急激な物価高が国民の暮らしを直撃し、所得の低い人ほど深刻な影響を受けている。とりわけ、生活保護を利用する人は、2013年からの保護基準引下げなどによって苦しい生活を強いられている。止まらない物価高騰に、生活保護利用者は「これ以上どこを節約したらいいのか」と悲鳴をあげている。今夏も、多くの利用者はエアコンの使用を我慢したり、食事回数を減らしたりして支出を切り詰めているのが現状である。これは政府が、食費や光熱水費に充てられる生活扶助基準を平均6.5%、最大で10%引下げ、利用世帯の96%に影響が及ぶ大規模な削減をしてきたためである。住宅扶助や冬季加算も2013年以降削減されており、元の水準に回復することが求められている。本年実施された5年に1度行われる生活扶助の見直しでは、引下げは行われず基準額は据置きとなったが、物価高騰の影響を鑑みるのであれば、据置きではなく引上げが必要である。

生活保護基準は、学校の就学援助金や住民税非課税など約40の制度の基準にも連動しており、基準の引上げは、国民の様々な分野で貧困対策の土台を強めることにもなる。

よって、富士見市議会は、政府に対し、憲法第25条が明記する「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障するため、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げをするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様